

令和5年度 第2回 犬山城管理委員会 会議録

令和6年1月29日（月曜日）

午後2時00分から

於 犬山市役所4階401会議室

◎出席者

委員 長	日比野 良太郎	委員	久世 高裕
副委員 長	長谷川 良夫	委員	玉置 幸哉
委員	成瀬 淳子	委員	白水 正夫
委員	宮田 昭男	委員	瀬口 哲夫
委員	柴田 浩行		
市長	原 欣伸	教育長	滝 誠

◎欠席者

なし

◎事務局

部長	長谷川 敦	課長補佐	渡邊 樹
課長	加藤 憲夫		
犬山城管理事務所長	中村 浩三		

発言者	発言
司会	皆様お待たせいたしました。ご出席いただきまして誠にありがとうございます。 それでは令和5年度第2回犬山城管理委員会を開催いたします。 進行は、私、歴史まちづくり課の加藤が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。 開会に先立ちまして、教育長よりご挨拶を申し上げます。 お願いします。
教育長	皆さまがた、こんにちは。
出席者	こんにちは。
教育長	本日はご多用の中でありますけれども、この犬山城管理委員会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日の会議に市長も同席をしております。本来ならば、始まりの挨拶は市長のほうから申し上げるべきではありますが、市長からは、（後ほど）これまでの経緯を含め、犬山市の基本的な方針や課題について述べていただき、それが実際に今日の議題に直接繋がっていくことから、僭越ではございますけれども、冒頭の挨拶につきましては、犬山市教育委員会を代表して私、滝が申し上げますこととお許しいただきたいと思っております。 前回の会議では、事務局の一方的な考えをお示しして、ご無礼やら失礼をいたしまして、委員の皆様方には混乱を招く結果となり、大変申し訳ありませんでした。

	<p>こうした状況を受けまして、関係の皆様方の考えをお伺いしながら調整をはかりつつ、本日の会議では「犬山城大手門枳形跡地をどうしていくのか」に絞ってご協議をいただくことにしております。「天守を含めた犬山城周辺をどのように保存活用し、城下町のまちづくりをどのように詰めていくべきか」このことが今を生きる私たちに課せられた最重要課題ではないかと考えております。委員の皆様方には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただくと共に、大所高所よりご指導、ご助言を賜りますことを強くお願い申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。</p>
司 会	<p>ありがとうございました。</p> <p>皆様には、令和5年の8月1日から2年間、委員をお願いさせていただいております。委嘱状については、先にお渡しさせていただいております。</p> <p>今回は委嘱後、初めての会議となりますので、犬山城管理委員会規則第3条の規定により、委員会の委員長及び副委員長の選任をお願いしたいと思います。「委員長及び副委員長は委員の互選により決定する」ということになっておりますので、どなたかご意見はございますでしょうか。</p>
委員②	<p>推薦をさせていただいていいですか。</p>
司 会	<p>はい、お願いたします。</p>
委員②	<p>では、推薦にあたって、一言だけ申し上げたいと思います。</p> <p>この管理委員会は、現在重要な局面を迎えておると私はそのように認識しております。この委員会では犬山城が犬山市民のシンボルに、また活気のあるまちづくりの核として、益々価値を高め後世に確実に引き継ぐべく討議をされてきました。そしてこのコンセプトを推進、実行をすべく令和3年に保存活用計画書が策定され、少し史跡の整備活用の方向性や方針が見えてきたのではないかと私は思っております。このように新たな段階を迎えて管理委員会の役割は益々重くなってきているように映ります。国から一言い換えれば文化庁から指定された自治体による管理指導権は後戻りできないような状況になっております。そこでこの状況を熟知しておられます日比野良太郎さん、それにそれを補佐する長谷川良夫さんに、委員長は日比野さん、副委員長は長谷川さんを推薦したいと思います。よろしくお取り計らいをお願いいたします。以上です。</p>
司 会	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、委員②より、委員長及び副委員長の推薦がございました。</p> <p>委員長には引き続き日比野良太郎様を、副委員長には長谷川良夫様をというご推薦でした。皆様、ご意見をお願いいたします。</p>
出席者	<p>異議なし。</p>
司 会	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは委員長には日比野良太郎様が、副委員長には長谷川良夫様が選任されました。引き続きよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、ここで委員長に選任されました日比野様よりご挨拶をお願いいたします。よろしくお願いたします。</p>

委員長	<p>はい。冒頭、まず遅参をいたしましたこととお詫び申し上げます。</p> <p>今日は小牧の名鉄ホテルで大縣神社の新しい宮司さんに、日比野宮司が就任されて、その祝賀会がありました。私は乗るべき電車をちゃんとチェックしまして、駆け下りたら出た後でした。1本遅れました。誠に申し訳ありませんでした。</p> <p>ただいま、また委員②から「もっとやれ」という何か命令のようなことでありますが、私はいつもその度に「私も高齢になりましたので」と言い訳を言いたいところですが、実は先輩ばかりですので、私が「高齢」という理由で交代ということがなかなか難しいので、何とか老体に鞭を打って続投でお願いさせていただきますが、皆様方の一層のご協力のほどをよろしくお願いいたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
司 会	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは長谷川様、よろしくお願いいたします。</p>
副委員長	<p>長谷川でございます。私も転んだ際に脳に傷を受けました。膝のほうは治ったんですけど、まだ脳の方の傷は多少残っているんです。せつかくのご指名ですので、一生懸命やらせていただきたいと思います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
司 会	<p>ありがとうございました。</p> <p>犬山市では、犬山市附属機関等の設置及び運営に関するガイドラインにおきまして、犬山城管理委員会等の附属機関の会議は、公開するものとされております。つきましては、この犬山城管理委員会も公開するものとなっておりますので、ご承知おきいただくよう、よろしくお願いいたします。また、委員会は会議録を作成し、附属機関の長が指定した者2名以上の署名を得た後に公表するものとなっております。後ほど、委員長から2名をご指名いただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>では、会議に入る前に資料の確認をさせていただきます。</p> <p>事前配布資料として、犬山城管理委員会の次第、委員名簿、資料1「史跡範囲を示す地形図」、資料2「犬山城大手門枘形について」－これは両面印刷です。資料3「調査区・敷地測量図・絵図合わせ図」、資料4「犬山市福祉会館跡地整備イメージ検討用資料」、そして参考資料1「絵図に描かれた犬山城大手門枘形周辺」、参考資料2「犬山城のジオラマの写真」、参考資料3「犬山城大手門の古写真」。また、本日、当日配布の資料といたしまして参考資料4「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」を配布させていただいております。以上でございしますが、資料の不備等がございましたら、事務局までお申しつけください。</p> <p>本日の会議は午後3時30分の終了を予定しております。進行にご協力をお願いいたします。</p> <p>では、以後の会議につきましては、犬山城管理委員会規則第4条第2項に基づきまして、委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>はい。それではお手元の次第に従いまして、進めてまいりたいと思います。</p> <p>では、議題の4番「犬山城大手門枘形後の今後の方向性について」ということで、資料1から4を事務局より説明をいたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、ただいまから説明に入りますが、初めに市長のほうから「旧大手門まちづくり拠点施設」に関するこれまでの経緯・経過についてご説明をさせて</p>

	<p>いただきます。 よろしく願いいたします。</p>
市長	<p>皆様方、改めましてこんにちは。</p>
出席者	<p>こんにちは。</p>
市長	<p>皆さんには犬山城管理委員会の委員、メンバーとしてお忙しい中、ご出席を賜りまして、心から感謝を申し上げます。</p> <p>そして、只今は、委員長、副委員長の長谷川委員にもご就任をいただきました。お世話になります。どうぞ、よろしく願いを申し上げます。</p> <p>今日は思いを込めて、皆さんにお伝えをしていかなければならないと思っていますので、どうかしばらくお時間を頂戴したいと思います。話の内容は今、加藤課長からあった通りであります。これまでの経緯と方針、そしてこれからの考え方を皆さんにお示しをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>そもそもスタートからふりかえてみたいと思います。「どうしてこの史跡指定をしていくのか」ということは、もう犬山城をはじめとする「世界遺産に登録をしていく」という大きな目標を持つことからスタートしたんだと思っています。まさに委員②がおっしゃられた通り、これからの歴史・文化の未来を示していく非常に大切な課題であると思っています。だからこそ今日は、私のほうからご挨拶させていただく機会をいただきました。その中で、大きな問題になっているところが、色々ご議論していただいております「福社会館跡地」と「大手門まちづくり拠点施設」の点であります。「大手門まちづくり拠点施設」については、平成13年に供用開始をし、市の施設として利用がされるようになりました。そこから建物が古いが故に「耐震改修工事が必要だ」という判断がなされました。そうしたことも受けまして、「まちづくり拠点施設の市民活動センターの機能をフロイデに移していこう」という議論がなされ、決定がされたのが平成30年度であります。そこから翌年の令和元年に犬山市としての方針を示すことになりました。それは何かと言ったら、今の大手門まちづくり拠点施設を「にぎわいづくり」と「市の負担にならないような考えの下で、財源確保のための施設のあり方を考えていきたい」、「民間活用を踏まえた活用方法を決定していく」という市の方針が示され、市議会の全員協議会のほうで説明がされました。そこから民間活用を含めた公募等がスタートしまして、令和3年12月には、この大手門の拠点施設を行政財産から普通財産に切り替えるために条例を廃止する議題を上げさせていただいて、ここは国の補助金も入っていましたので、その補助を返さなければならないということもございまして、補正予算を上程し、議会でお認めをいただいて可決がされたところでもあります。そこから3回目の公募があり、提案が1件ありました。ここに決まったことを令和4年5月に全員協議会のほうでお知らせをし、その中では「賃貸借期間は10年を想定している」という説明をさせていただきました。そこからその公募をされた事業者の方から、提案された時から「利用期間は30年以上を希望しています」という旨を我々、市としてはお聞きをしていましたし、それを受け止めていました。それを踏まえまして、令和4年の10月に市の最高決定機関であります市長、副市長、教育長、全部長が出席をする経営会議の中で、その点について様々な議論をし、そこでその提案の1件の事業者を採用することに決めさせていただきました。その内容については、契約期間は財産管理規則の上限である10年としつつも、更新していく形で30年間は利用が可能とするものであります。この経営会議で犬山市としての政策決定をさせていただき</p>

ました。そこから令和5年の4月に契約を結ばせていただいて、「10年契約で最長30年の賃貸借が可能である」ことについて説明をしながら、私としても、「これは市の最高機関で政策決定されたものであり、決定プロセスについては適当である」と判断していますので、最長30年間は、お使いいただく施設となることをまずは、皆さんにご説明を申し上げなければなりません。

ただ、お詫びを申し上げなければならないのは、ここからです。当然、こうした経緯があるのであれば、管理委員会の皆様方に報告をして、投げかけて議論をしていただいて、一緒に取り決めをしていかなければならなかったことであります。でも、この大切な部分が抜けてしまいました。本当に心からお詫びを申し上げながら、これから私たちも改めて管理委員会の皆さんに正面から向き合って、誠心誠意取り組んでまいりますので、「再スタートを切らせていただきたい」という思いを、心からお伝えさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

では、その経緯を含めて、「これから犬山としてどんな思い、考えがあるのか」ということについて、話のステージを移行させていただきたいと思っております。前回の管理委員会の中でも「元々地域の集会場機能としての話があったのではないのか？」という議論がなされました。おっしゃる通り、「文化庁と色々議論した上で」という前提はあったものの、「ガイダンス施設と2階部分を地域の集会機能を併せ持つ施設を考えたい」という思いを皆さんにお示しをさせていただいていました。ですから、この施設についての思いは、皆さんと一緒にです。城下町の皆さんが集会施設として、少しでも早く必要としている今、背景がござります。ですから、この集会施設については、ここの2階の集会場を考えるのではなくて、早期に設置していくことを我々犬山市としては、考えていきたいというふうに思っています。そこで、ほかの施設を改修していきたいということを委員の皆さんに意思表示をしつつ、その場所はどこかと申し上げますと、高齢者の皆さんの集う場でありまして、さまざまエレベーターがついているなど、利用しやすい施設でなければならないということで、議論を重ねてきました。そこで30人ほどが集える「どんでん館」の2階を改修させていただき、そこを市として、この地域の集会機能をもった施設としてお使いいただけるようにしていきたいと思っておりますので、是非ともよろしく願いいたします。そこで集会機能のお話をこれまでずっと申し上げてきましたが、こうした代替を我々としてはお示しをしながら、委員の皆さんには福社会館跡地の整備の議論から、「集会機能」は切り離していただいて、福社会館の跡地について包括して、どう整備するかを是非とも議論を深めていただきたいというふうに思っていますので、よろしく願いを申し上げます。

そして次に「整備の方向性と史跡の追加指定について」であります。このことについては、3つの方法があると思っております。「全体を指定する」、「一部を指定する」、若しくは「全て指定しない」ということではありますが、ただ、私たち犬山の姿勢としては、発掘調査の成果からも地下遺構は保護しなければならないと考えていますので、その点もお願い申し上げたいと思います。その上で様々な一先ほどのガイダンス施設のこともございましたので、学識者で構成する「犬山城調査整備委員会」に対して、ガイダンス施設を建設したいことについて何度も説明をいたしました。その専門家で構成する調査整備委員会では、「福社会館の跡地全体を史跡指定し、その上でどのように整備するかを考えたほうが良い」というお答えをいただいております。ですから、市としては遺構の保護を第一に、まず福社会館跡地全体を追加指定し、その上で犬山城内の入口であったこの大切な場所の遺構の価値や、これからの史跡の役割を考えながら、魅力ある発信の場として整備をしながら市民の皆さん、そして訪れていただく皆さんに楽しんで、喜んでいただける場所に

	<p>していきたいと思っています。ただ一こちらも「ただ」です。私の思いはお伝えをしました。でも前回のこの管理委員会の意見の中に「指定範囲については、どう整備するかを決めたうえで『全指定』なのか『一部指定』なのか『指定しない』のかということを決めればいいのか」というご意見が出たということもお伺いしています。ですから、私の思いは今の市としての考えでありますので、その点を改めてお伝えをしながら、「全体指定」も含めて、この委員会の場で委員の皆さんに投げかけさせていただきと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>最後にさせていただきますが、整備の方向性と史跡指定については、一体として考えていかなければなりません。犬山市の足らずまいには改めて、心からお詫びを申し上げながら、改めてこれからの犬山城、犬山城城下町のあり方を考えていく上で、この福祉会館跡地の史跡整備については、犬山にとってまさに重要な施策となりますので、どうぞ委員の皆様方にはご指導をいただきながら、我々も思いを受け止めて、寄り添って、そして丁寧と考えていきたいと思っております。もちろん、この1回、2回で決まるものでもないと思っておりますので、回を重ねて、審議を重ねながらよりよいものを作り上げていきたいと思っております。改めてお詫びを申し上げながら、経緯をお知らせしつつ、今後議論を深めていただきますように心からお願いを申し上げ、私からの説明、考えのお示し等をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。</p>
委員長	<p>市長、どうもありがとうございました。</p> <p>冒頭に実は本会議の議事録の署名者の指名を怠っておりましたので、この場で指名をさせていただきます。委員②と委員⑥、よろしくお願いしたいと思います。</p> <p>ただ今、市長から思いが脈々と語られましたので、皆さん、市長の思いはご理解いただいていると思いますが、今日の席は、全員一人ひとり、委員の皆さんにご意見を伺ったうえで、議論に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは、冒頭、副委員長も今の市長の考えに対して、委員としてのご発言をお願いしたいと思います。</p>
副委員長	<p>はい。やはり車を迂回させて、右側に大きく迂回させて車を通れるようにすることをお願いしたいと。それからもう一つは武家屋敷地域について、例えば甲冑工房は、あれはなぜあんなふうに歪んだ形に建っているかということ、あそこは元は敬道館が、稽古場があった。それで、あれは私がよくよく見てみますと元の敷地に合わせて歪んだわけ。こういういくつか残っている本物があります。まずは城山から復元しないといけないんですが、移築された本物が残っているわけですから、その本物を活かす。その本物の各所有者の方の方向を確定していくんじゃないかと思えます。意見は以上でございます。よろしくお願い致します。</p>
委員長	<p>はい。では、次を…委員①、よろしくお願い致します。</p>
委員①	<p>今の市長の気持ちをお伺いしたうえで、私は、これから犬山にとって発展のある判断をしていただければ結構だと思いますので、どうぞ頑張ってください。よろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、委員②。</p>

委員②

先ほどから、市長としての発言と、原さん自身の犬山に対する愛着の言葉が私は財産ではないかと思っております。

で、ちょっときついことを申し上げますが、市長から大手門まちづくり拠点施設の進め方に対して、謙虚なお言葉をいただいて、それに対して私自身、逆らう気持ちもありませんし、市長ならではの素直な発言を聞いて素直な気持ちでそれは受け取らせていただきたいと思っております。前向きな姿勢でこれから福祉会館の跡地、それから拠点施設－拠点施設も発掘調査が実施されておりました、土墨とかそういう痕跡があったという話を聞いております。あそこ自身を含めて「これからどうするか」ということを考えるべきだったんですけど、それはちょっと外させていただいて、「福祉会館跡地をどうするか」ということですけど、細かいことはこの後、また協議されると思いますけど、「とりあえず」ということで、会長からはそういうご意見ですので、一言で申し上げれば、あの大手門枳形跡地は史料調査とか発掘調査で「間違いなくそういうものがあつた」という専門家の研究成果が出ております。従って、専門的な用語でいえば「本質的価値のある」場であるということとは間違いのないようです。従いまして、これらの土地というのは、犬山のまち、城下と天守を中心にした城郭との境界のところにあるわけです。天守は確かに犬山市民にとっては歴史的なシンボルとして、我々子どもの頃から見上げて育ってきた（私も）一人でございますけれども、同時に市民から見れば天守というのは、非常に権威のある、なかなか近寄りがたい雰囲気を持っております。「親しみ」という点でからいくとどうかなと、私は市民の一人として考えております。この大手門枳形のあつたあの地というのは、天守から地理的には南のほうにずっと下り降りてきて、今でいうと市民、昔でいうと町人の皆さんと同じような目線の位置に大手門はあつたわけです。大手門というのは、この後、歴史まちづくり課から話があると思いますが、いわゆる個人の家でいえば玄関の役割なんです。天守があつても玄関の役割をする建造物というのは、櫓も城門も犬山には残念なことに跡形もなくなくなってしまっていて、城門は移築されたものもありますけど、何はともあれ大手門も跡形もなくないもんですから、これをどのような形で考えていくかということですけど、一言で言えば、大手門枳形の跡地は、地理的にも同じ目線の所にありますので、ある意味、天守に続いて第二の犬山市民のシンボルにしたらどうかと。そのぐらいのレベルで－崇高なレベルで考えさせていただいたらどうかと。ですけど、ほとんど礎石も残っていないという状況ですから、これをどうするかということはこの後、論議していかなければならないんじゃないかと思っております。ただ、やはり古絵図と共に古写真も残っておりまして、間違いなく大手門は、純粋な復元はできないんですけど、大手門の復元的整備はできるのではないかと。もう一つは、二ノ門という大きな門があるんですけど、これは全く復元するというのは困難じゃないかなと。写真もありませんし、きちっとした古絵図も残っているようには思えませんので、大手門の復元的整備をしながら、大手門枳形跡地を部分的ではなくて、市長がお話されたように全体的に追加指定していただいて、何らかの形で復元的整備をします。ただ歴史的な復元整備には限界がありますので、先ほどから申していますように、ランドマークと言うんですか－ランドマーク的な全体のあの空間構成を考えていったらどうかと。今、色んなところでアートというのも結構、心の癒しになっているようですから、歴史的な復元的整備と同時にアートの整備を包括していただいて、しかもそれが、ただ歴史的なことばかりではなくて、それがあつたことによつて、犬山市に多くの方に来ていただくとか、集客的な魅力を持たせるように考えてみたらどうかと思っております。細かいことは、また議論の中で発言させていただきたいと思っております。以上です。

委員長	どうもありがとうございました。 委員⑦、よろしくお願いします。
委員⑦	いろいろなことを喋っていただいたんですけれども、この史跡の範囲をどうするかということ、基本的にそういうことですね。そうすると、資料を私が全部持っているわけではないので、現在発掘調査をしたところと、枳形の部分が地形図のどこに当たるかという正確な図が出てないです。皆さん、ご存知だと思うんですけど、福祉会館全部が枳形なのか、全部が枳形であれば、史跡の立場からいうと、指定は全部だろうと言うと思います。それが部分であったらどうするかというのが残るので、部分か全体かというのは、資料が十分ないところで、一生懸命しゃべっても辛いなというので、資料をまずしっかり出していただかないといけません。それで、仮に史跡指定をした場合に、「整備がどういう形でできるか」ということが部分指定と全体指定の分かれ道になるわけです。全部指定してしまうと、これは文化庁の方針のもとでやっていきますので、史跡保護が最優先です。だから何か他のことをやろうということは-資料がなくて、ちょっと違うものを作るのは、なかなか困難な場合があります。ですからそういうことを覚悟して、全面的に指定する。前回、議論、ご意見があったのは、どういう使い方をするかということがある程度できていれば、史跡の指定と使い方のマッチングの議論ができるんじゃないかということです。だから、先ほど専門家委員に諮ったという話がありましたけど、専門家委員は史跡の側の人ですから、当然「全体指定」ということになるかと思えます。以上です。
委員長	はい、ありがとうございます。 委員⑦、申し遅れましたが、後ほどまた事務局から説明をいたしますので。先にちょっと後先になりましたが、ご意見を聞いてという。
委員⑦	資料は出ますか？
委員長	ちょうど資料については事務局から説明があります。しばらくお待ちください。
委員⑦	私が言っているのは今日の資料ではないので、この地形図では現在の地形が全然よくわからない。
委員長	後ほど事務局から説明させます。 はい、委員⑥どうぞ。
委員⑥	全体を指定するというので、私もその調査整備委員会のほうに加わっておりますが、ただ、全体を指定した時に何かできるかということは、実は大変難しい話で、ここの範囲というのは、資料の3を見るとよくわかるんですが、ほとんどが堀なんです。その発掘調査の成果というのも、結局は堀の深さとか、幅が明確に出たということです。ところがここの堀というのは、江戸城なんかの石垣でガンと押さえてあるような所と違って、非常に脆弱な堀なんです。成瀬家に残った修理の記録なんかを見ても、一番壊れる所なんです。ここの「堀が崩れた」というのは、例年のごとくあるようなところで、だから堀の復元というのは、相当難しい話で、「そうしたら一体何ができるんだろうか？」というのは、頭が痛いところだと思います。先ほど来、話が出ている大手門を復元するというのは、おそらく究極の目標になると思うんですけど、ただ、これはまた話が出ているように、大手門は、今のところ資料

	<p>として出ているのは、この写真しかないです。で、建築史の先生は、「この写真から図面を作るのはできるだろう」と。ただそれは正確なものでは当然ないわけですから、今日もらった資料でいえば「復元的整備」ということで、果たして文化庁がOKを出すかわからないんですけども。</p> <p>この間の発掘調査というのは、あくまでも試掘トレンチというものですから、もっと全面的な大手門の位置を何とかして見つけ出すような発掘調査をしないといけないだろうということが課題として残るだろうと思いますし、「その他の土地はそれではどうするのか？」という。よくよその土地に行くと堀の位置を示す何か表示をするとか、史跡公園みたいなことをやっている所もあるんですが、犬山市にとって、ほとんど一等地というべき土地で、どこまでどういうふうにできるのかということ、まだ相当議論をしていかないと見えてこないのではないかなというのが私の感想です。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、委員③のほうから、よろしくお願いします。</p>
委員③	<p>はい。失礼します。市長の話は是としたいと考えております。多分、地域の集会機能について早期に対応していただけるということは、地域住民としては大いに評価させていただきます。</p> <p>福祉会館跡地は、皆さん、おっしゃっていますように、30年、50年、もっと言えば100年後の犬山の城下町のあり方を考える上で、とても貴重というか、大切な拠点となりますので、是非ともこの委員会を通じまして、皆様と整備について議論を進めさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、委員④。</p>
委員④	<p>はい。まずこの委員会の役割としては、ここの場所のあるべき姿を出すことだと思うんです。では「ここの場所で何を示すべきか」と言ったら、お城とまちの境界線だというのが最大のポイントだと思うんです。門がどうかよりも、むしろその表示が、まちに来た方がそこに立った時点で、「ここまでがまちだったんだ」「ここからが城だったんだ」というのが、一番僕は大事だと思うんです。と考えると福祉会館（跡地）だけというよりは、どうしても大手門のまちづくり拠点施設のほうにも入ってくる話なので、もともとはそこが全部「通れない場所でした」と。で、「横から迂回をするようになっていた防衛のしくみこそが、この場所の本質的な価値だったんだ」ということが示せないといけないと思います。だから30年というのを「是とする」というよりは、契約はあくまで10年なので、そこも今の民間の方にも協力をさせていただく形で、例えば壁面—今、フェンスを作ろうとして、まだ今は無い状態ですが、そういうところで協議をしていくとか、市のほうにも落ち度はあるわけです。30年というのは、議会には報告がないまま今、きていることなので、僕は決してそれを忖度してここで追認をする必要はないと思っています。やはりこれは行政の完全な落ち度があったことなので、10年を想定して公募したものを、その後の協議で契約を勝手に30年を想定してやってしまったことなので、この委員会としては、やはりこの30年を適当かどうかということも、本当は議論するべきだと思います。ただ皆さんの中で、例えば「やむを得ない」という判断であれば、せめて「まちはここまでだ。そこからお城だった」ということがはっきりわかる視覚的なしつけこそが一番整備する上で、重要な部分だと思います。以上です。</p>

委員長	<p>ありがとうございました。 では、委員⑤。</p>
委員⑤	<p>はい、ありがとうございます。私がまず感じたのは、やはりこの委員会に的確な相談、連絡等々が抜け落ちていた。大事な部分が抜け落ちていたと。で、今、委員④が言われたように、議会にも報告がなかったということもありますので、やはりそういった物事の進め方というのも歴まち課と市側には感じていただきたいということと、30年という結構長いです。例えば今の時代の進み方でいくと、10年で様変わりしてしまうので、やはり「30年先」というものを見越すのではなくて、しっかり、10年、10年区切りをつけたうえで、この犬山市の城下のまちなり方というのを我々、この委員会でしっかり検討しなければならないというふうに思っています。ありがとうございます。</p>
委員長	<p>皆さんから大変貴重なご意見をお伺いできて、大変ありがとうございました。 ちょっと前後しますが、レジュメに戻りまして、本日の議題の(1)「犬山城大手門枅形跡の今後の方向性について」、資料1から4まで用意しておりますので、事務局から説明をお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>それでは、まず、今後の進め方なんですけれども、今、委員の皆様方からご意見をいただいた通り、回を重ねながら、方向性を決めていければというふうに考えております。 まず、今日、お配りした資料なんですけど、検討していくに当たって、「大手門枅形とは何なのか」、「保存活用計画に示された大綱や方針はどういうものなのか」その辺りに要点を絞って、ちょっと長くなるかもしれませんが、15分ぐらいで話をしたいと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。 それでは担当の渡邊より報告させていただきます。よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。歴史まちづくり課の渡邊です。よろしく願いいたします。着座にて失礼をいたします。 委員⑦のほうから資料が足りないということをおっしゃっていただきましたが、とりあえず今、ご用意した資料のご説明をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。 先ほどご指摘いただいたのは、元々の大手門の枅形の範囲と言いますか、それを都市計画図に落とした状態で、現状でいうと「『どこが枅形であるのか』というところがわからないと、議論ができない」というお話だったと理解しております。委員⑦それでよろしかったでしょうか。</p>
委員⑦	<p>対象がはっきりしないので議論ができないでしょうか？ということ</p>
事務局	<p>で、「全体を…」ということですね。そちらについては、少しお時間がかかりますので、今日のご用意ができていないということで、ご理解をいただければということでございます。 それでは資料のほうですが、お手元にお配りした資料は、スクリーンのほうに投影をしながらご説明をさせていただきますので、見やすいほうをご覧いただければと思います。 まずはじめに位置のほうのおさらいをさせていただきたいと思っております。赤の実線</p>

で囲った範囲が平成30年に指定を受けた「史跡犬山城跡」ということになります。福祉会館跡地、それから旧大手門まちづくり拠点施設は、赤色の点線で囲まれたところ、史跡の「追加指定候補地」として保存活用計画の中で位置づけています。

それでは次に「大手門枅形」の一般的な構造、役割と「犬山城大手門枅形」の様子について、簡単にご説明させていただきます。資料2をご覧ください。まず、「大手」とは、城の正面のことであり、「大手門」とは、城の正面側の玄関となる門のことをいいます。大手門は、街道や城下町に通じる場所に設けられることが多くなっています。それでは「枅形とは何なのか？」ということですが、城の出入口のことを「虎口」と言います。塀をめぐるせた土塁や石垣で区切った“四角い”空間です。四角い空間に2つの門を配した虎口を「枅形虎口」と言います。「四角い空間に2つの門を配した虎口」と言いましたけれども、通常は外側の門を「一ノ門」、内側の門を「二ノ門」と呼びます。こちらは城によって逆の場合も多々ございます。門の形式は、外側にある門を「高麗門」とし、内側にある門を「櫓門」とする場合がありますということです。下に門の写真を掲載させていただきました。こちらです。丸亀城を例として出させていただいておりますけれども、こちらが高麗門で、こちらが櫓門ということになります。またご覧ください。

次に「犬山城の大手門枅形」の説明をさせていただきます。裏面の絵図をご覧ください。こちらです。犬山城の縄張りを簡単にご説明いたしますので、こちらの絵図、それから参考資料2としてご用意いたしました文化史料館にあるジオラマの写真と併せてご覧ください。画面のほうはジオラマのほうで説明をさせていただきます。

天守のある本丸が北端の一番高い所にありまして、こちら大手道の両側に杉の丸、桐の丸、樅の丸、松の丸があります。この辺りが三の丸と呼ばれる場所になりまして、西御殿や三光寺御殿、そして武家屋敷があったという場所になります。大手門の枅形は、こちらの場所一本町通りの突き当たり、正に玄関口にあたる場所でございます。ここの外堀によって、こちらの城内と城下町のほうの城外が区画をされているということがこちらの写真から非常に良くわかると思います。

では、犬山城大手門枅形がどのような構造になっていたのかということですが、こちら参考資料の1をご覧ください。こちらは白帝文庫様が所蔵されている絵図のうち、時代の異なるものをいくつかピックアップいたしました。1ページ下段の絵図をご覧ください。枅形は三方を空堀で囲まれまして、土塁になっている東側以外は石垣と土塀が築かれていました。枅形の外側となります西側の門のところに「三ノ丸大手門」と書かれていますけれども、これが高麗門であると。内側となります北側の二ノ門は、櫓門として描かれています。上段のほうの絵図をご覧くださいと、こちらのほうは西側の門の場所に「高麗門」と書かれておりまして、北側の門のところに「大手門」と書かれております。こちらは17世紀の中頃の絵図ということですが、この頃までは内側の門のことを「大手門」と呼んでいまして、やがてそれが外側の門を大手門と呼ぶようになったと変わっていったようです。枅形の西側には橋が架けられており、その向こうには大手口がございました。ここが大手口ということでございます。参考資料3として大手門の古写真を配布いたしております。そちらの写真はだいたいこのような向きで撮られているかなというものです。こちらに写っている門が大手の一ノ門－大手門でございます。形式が高麗門ということになります。こちらの左奥に屋根が見えているのが、櫓門であります二ノ門ということになります。もう一度、参考資料1のほう－絵図のほうに戻っていただきまして、1ページ下段の絵図では、この橋の土台のところだけ石垣が描かれています。令和3年度の発掘調査では、だいたいこの辺りの場所を調査していますが、堀は「素掘り」であったことがわかっています。ただ福祉会館建

設時には石垣が出土した写真が残っておりまして、この橋の土台部分に当たるのではないかと考えております。参考資料2のジオラマの写真ですけれども、2ページ以降は大手門の枡形付近を拡大した写真をお付けしておりますので、こちらを見ていただくと、立体的なイメージをしていただき易いのではないかと思います。

最後に、実際にどのようなルートでお城のほうに入っていったのかということですが、資料2の裏面右下の絵図に矢印が付いておりますが、犬山城の城内に入るには、名古屋街道と繋がる城下町のメインストリートであります本町通を北進しまして、外堀に突き当たったところで西に曲がって大手口に入ります。大手口の東側に架けられている橋を渡りますと、大手門がございまして、そこから枡形の中に入りまして、そこを北に曲がった所にある大手の二ノ門を抜けるとようやく城内に入ることができるという構造になっていました。こちらは防御性を高めるということで、このような複雑な構造になっております。大手門枡形についての説明は以上になります。

引き続きご説明をさせていただきますが、ここで資料の訂正をお願いいたします。資料4ですけれども、表題のほうが「犬山市福祉課館跡…」となっております。「福祉会館」の誤りです。大変申し訳ありませんけれども、訂正をお願いいたします。

それでは資料4のご説明をさせていただきます。こちらは犬山市福祉会館跡地の整備イメージ検討するに当たっての前提条件をまとめたものになります。1番は、令和2年度に策定をした「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画」で大綱、基本方針、整備の方向性、整備の方法と進め方、追加指定の考え方についてまとめた該当部分を抜粋したのになります。2番は、現在策定中の「史跡犬山城跡整備基本計画(案)」の計画の理念、基本方針のうち、犬山市福祉会館跡地に関連する部分を参考として掲載させていただきました。裏面をご覧ください。3番、は史跡整備を行った際の施設設置の考え方、4番は、歴史的建造物の復元に関する基準のほうから定義に関する所を抜粋したものです。史跡指定地内で整備を行う際には、これらの基準に基づいて行う必要がありますので、掲載させていただきました。5番は、「国宝犬山城天守・史跡犬山城跡保存活用計画」及び「史跡犬山城跡整備基本計画(案)」の中で取りまとめた整備に関する課題を掲載しております。6番は以上でご説明した計画上の位置づけや整備に関する基準、整備に向けた課題を踏まえた上で、福祉会館跡地に求められる役割を例としてお示ししておりますので、ご協議の参考にしてください。それでは、少し詳しくご説明をさせていただきます。

1番です。「保存活用計画について」ですけれども、大綱のみ確認のため読み上げさせていただきます。一つ目「国宝犬山城天守及び史跡犬山城跡をより良い状態で後世に確実に引き継ぐ」、二つ目「往時の姿を明らかにするための調査研究を進め、犬山城が持つ文化財的価値や本質的価値の向上を図る」、三つ目「調査研究の成果に基づき、天守や城郭が刻んできた歴史に思いを馳せ、その魅力や価値を身近に感じることができる場となるよう整備を進める」、四つ目「犬山城の歴史や学術上の価値を市民、国内外の来訪者及び次世代を担う子どもたちにわかりやすく伝え、犬山城に対する誇りと愛着を高める」となっております。この大綱に基づき整備の基本方針と方向性を定めております。また保存活用計画に基づいて、現在「整備基本計画」を策定しているところです。

裏面をご覧ください。3の「史跡等に関わる施設設置の考え方」についてご説明をいたします。こちらは文化庁の発行する「史跡等整備の手引き」に掲載されている内容になります。アンダーバーを引いた部分を中心にご説明をいたします。四阿などの休憩施設やトイレ、水飲み場などの便益施設につきましては、施設の位置を「史跡等の中核部でない周辺の地域で、かつ学術的な観点から機能上の地割や領域

	<p>に抵触しない位置を選択すること」となっています。すなわち、史跡のど真ん中とかそういう所に建てるということではなくて、周辺の部分に建てる。あとは「地割に抵触しない」ということは、堀の境界部分にまたがって建てるようなことが該当するのかなと考えております。次に園路、広場については、「往路の導線等の位置が明らかになった場合には、可能な限りそれらを尊重した配置とすること」とされており、先ほどご説明した「大手口から橋を渡って大手門に至る動線」を尊重するということとなります。次にガイダンス施設、体験学習施設につきましては、「史跡等の活用や運営に直接関連する必要最小限の規模であっても、指定地内においては原則的に建設してはならない」ということになっております。次に防災設備や水道設備、照明設備、電気設備等一維持・管理施設ですけれども、こちらは「景観を損なわず、かつ史跡等の保存に影響を与えない位置、設備、工法を選択すること」とされています。</p> <p>最後に史跡指定地内での「歴史的建造物の復元等に関する基準」についてご説明をいたします。こちらについては参考資料4として本日、基準そのものをお付けしましたので、そちらもまたご覧いただければと思います。まず、歴史的建造物の復元等には、「復元」と「復元的整備」がございます。それぞれの定義をこちらに掲載しております。「復元」の定義のほうは、『歴史的建造物の復元』とは、今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物の遺跡（主として遺構。以下『遺跡』という。）に基づき、当時の規模（桁行・梁行等）・構造（基礎・屋根等）・形式（壁・窓等）等により、遺跡の直上に当該建築物その他の工作物を再現する行為をいう」となっています。対して「復元的整備」の定義ですけれども、「今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物を遺跡の直上に次のいずれかにより再現する行為を『歴史的建造物の復元的整備』という」となっています。「次のいずれか」というのが、ここにあります。ア、史跡等の本質的価値の理解促進など、史跡等の利活用の観点等から、規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部を変更して再現することで、史跡等全体の保存及び活用を推進する行為。イ、往時の歴史的建造物の規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部について、学術的な調査を尽しても史資料が十分に揃わない場合に、それらを多角的に検証して再現することで、史跡等全体の保存及び活用を推進する行為」というふうにされています。要約しますと、「復元」とは、歴史的建造物を当時のまま忠実に再現すること。「復元的整備」とは史跡等の利活用の観点から一部を変更して再現する。それが二つありまして、例えば一つは、建物の中を展示施設として活用するために、内部に変更を加える場合というものになります。二つ目としては、徹底的に調査を行っても忠実に再現するための史料が揃わない場合に、様々な史料を多角的に検証し、できるだけ近いものを再現するというイメージです。その2パターンがあるということになります。大手門については、移築されて現物が残っているわけではありませんし、設計図なども確認されていませんので、可能性としては「復元的整備」になると考えられます。説明は以上です。長時間になりましたけれども、お聞きいただきありがとうございました。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>前回の当委員会で、「ジオラマを一度皆さん、見ていただきたい」ということを私から申し上げました。このジオラマの作成にあたっては、相当、歴史的な観点から復元された模型だということを聞いています。それで本日、写真で皆さんにお目に</p>

	<p>かけておりますが、資料2の1ページ、2ページ、3ページです。</p> <p>で、ちょっと私からの質問ですが、2ページの下橋の架かったところがありますが、ここの場所が今の福祉会館の跡地になりますか？</p>
事務局	<p>はい。そうですね。先ほどの委員⑦とのお話にも少し関連しますところですので、今日ご用意している資料で説明をさせていただきたいと思いますが、資料3をご覧ください。こちらは発掘調査をした「トレンチ」と言っていますが、調査をした場所が四角で表示をしたところになります。調査の結果、堀跡等が出てきた範囲を赤の実線で一点線が調査区を繋いで想定される部分ということで、線を引いております。それを基に下に絵図を貼り付けまして、ただ絵図もどうしても現地と合わないものですから、これはちょっとかなり強引なところはあるんですけども、こちらの堀の実際の幅と一この部分です。それから絵図の比率を変えて合わせているところと、こちらの東側の堀の検出されたところと、絵図の幅を合わせて作ったものが、こちらの図面になります。ですから、ちょっとそういった強引な部分があるので、下のほうはかなり歪んでしまっていますので、実際にはこの道路よりもおそらく堀は内側に収まっているはずなんですけれども、どうしてもその辺りに歪が出てしまっているということはお容赦ください。これと併せて見ていただきたいのが、資料1になります。資料1のほうで、福祉会館の跡地の場所をお示しさせていただいて、跡地の形を見ていただきますと、右上が少し凹んでいる形になっています。それが本町通の西側にあるということで、ちょっとこちらを頭に入れていただいて一こちらは紙で見ただけかと思っております。先ほどの資料3に戻っていただきますと、先ほどの図面の右上のところ凹んでいるのが、この赤い線です。これが福祉会館の敷地の場所ということになります。絵図との合わせがどこまで正確かということがありますが、堀が福祉会館でいうこの場所にありまして、で、この角のところは、発掘調査の結果、残っていましたので、おおよそこの場所でいいということになっています。そうすると、そこから橋がこの辺りに架かっていて、それを渡ると大手門があったということですので、こちらが少しずれる可能性はもちろんありますけれども、大手門自体は、この敷地の中ぐらいの所にあったのではないかとってはいます。ただし、ここが福祉会館の地下室一地下6メートルぐらいまで掘って作っている場所になっていますので、大手門があったと思われる場所は、一番「攪乱を受けている」と言い方をしますが、遺構が壊されている場所になってしまっているという所になっています。そういった部分が福祉会館の大手門桁形、それから大手口一この辺りが大手口になります。大手口との位置関係ということになります。説明は以上です。</p>
委員長	<p>私の質問は、参考資料2の2ページの下はどれかという質問です。</p>
事務局	<p>はい。となりますと、参考資料2の2ページの下というのは、福祉会館の敷地でいいますと、この辺りのところまでが西の端ぐらいになると、で、土塁も一部出ていますから、この辺から曲がって、こちらの堀の端ぐらいのところ、福祉会館がこう曲がってきて、東側に出ますので、大手門のところを含んでこれぐらいのところ、今の福祉会館がくるのかなと考えます。</p>
委員長	<p>もう一度いいますが、「橋」の向こうに見えるのが大手門ですか？</p>
事務局	<p>はい。</p>
委員長	<p>それを聞いたかったんです。</p>

事務局	そうですか。失礼いたしました。
委員長	何も表示がないからね。
事務局	申し訳ありません。
委員④	高麗門と大手門の両方、使い分けをちゃんとやったほうがいいと思います。
事務局	はい。大手門…
委員④	三の丸大手門…
事務局	三の丸大手門（一ノ門）がこちらで、形式が高麗門です。こちらが大手の二ノ門ということで、形式が櫓門ということです。
委員長	いや、なぜ質問したかというと、この写真、これは大手門でしょう？
事務局	はい、そうです。
委員長	これとこの2ページの橋のついた所の大手門と想像できます？ これ。これと今の2ページの下の橋のある門のことを今、「大手門」とおっしゃった。これですか？
事務局	そうです。これを模型上で…
委員長	これを見た時に想像できます？
委員④	大分違いますね。
委員長	大分違うでしょう。
委員④	今、立っているところは、出先みたいな部分なんですか？
事務局	はい。
委員④	ここギリギリに立っているという…。ここに立ってる人がいっぱいいるんだけど、
事務局	今、(古写真で)人が立っている場所は、この辺りになります。
委員長	どのあたり？
事務局	この辺りです。
委員長	そこに立ってる？

事務局	この辺りに立ってます。で、…
委員長	そこに立っていれば橋が写らない？
事務局	で、橋の上にいる少し背が高く見える子が…。
委員長	橋の上にいる？ ちょっと待って。
事務局	これです。
委員⑥	竹でできた欄干が…
事務局	そうですね。これがちょっと仮橋だということで竹の欄干にはなっていますが、これが橋の欄干です。
委員⑤	ジオラマがちょっと立派なんだね。
事務局	で、この人は、橋の上に立っているので、他と比べてかなり上のほうに…。
委員長	そういうことかね。
事務局	はい。 地上からのレベルで見ているので、堀がちょっと見えないので、ちょっとわかりづらいのかなと思います。ここに堀があります。
委員④	草の向こうが堀？
事務局	そうです。草の向こうが堀です。
委員長	今、委員①は、反対側から撮ってるんじゃないかとおっしゃった。
委員①	そうじゃないかと…
委員⑥	いや、城下町のほうからです。
事務局	では、さっきのジオラマでいいますと、この辺りからこう（いう向きで）撮っているのかなと。
委員⑥	ジオラマはあくまでも全体のイメージなので、それが全く正確なものというふうには判断するものではないです。橋の形だって全然わかってないので
委員長	なるほど。
委員⑥	写真では明治になっていて、おそらく一旦、橋が壊されているんです。で、仮設の橋みたいなものが架かっているみたいですね。

委員長	参考資料2 ページの上の写真で見ると、ちょうど中心の所に橋が架かってますね。今の大手門はこれと関連しますか？
事務局	そうですね。これが大手門です。
委員長	で、上の写真の本町通のような所に人が歩いているのがあって、イメージでいうと、やはり左へ行って橋を渡ると？
事務局	そうですね。ここからこちらへ行って、
委員長	この写真のような形ということでしょうね。
事務局	はい。
委員長	はい、ありがとうございました。
事務局	はい、失礼しました。
委員長	今、事務局から色々説明がありました。この内容を含めながら、この跡地を将来に向けて、「どういう方向性でいくか」というご議論を賜りたいと思っております。
委員⑦	はい。
委員長	はい、どうぞ。
委員⑦	今の資料3の赤い所が福祉会館だとすれば、史跡指定は全体ですね。当然、これは遺構の一部でしかないので、福祉会館が小さいということですね。あれば遺跡の所を切ってしまう。ですから、3つの選択肢として言っていただきましたけれど、常識的に考えると遺構全体…。福祉会館は遺構の一部なので、敷地全体が史跡指定に該当する。で、史跡にするかどうかは、また別の話ですけど、普通に考えるとそうです。 それからついでに話が混乱するので、聞いておきたいんですけど、「一ノ門」とか「二ノ門」とか今日もわざわざ解説を入れていただいて、「普通は一ノ門が外側で、内側が…」と。これはどこに根拠があるんですか？「普通」というのは。犬山城では何か文献があるんですか？「一ノ門」「二ノ門」と書いた古図です。
事務局	「一ノ門」と書いているものは見てはいないです。用語の使い方は…。
委員⑦	質問は「一ノ門」「二ノ門」の根拠はどこか。犬山城について、そういうふう書いてあるものがあるんでしょうか？ それだけ答えていただければ結構です。
事務局	「大手門」と書いたものは絵図にございます。「一ノ門」「二ノ門」と書いたものはありません。
委員⑦	無いのに「普通は」などと言ってあたかも当然のように言うと、聞いていて混乱してしまう。江戸城なんかは反対だから。常識的には内側が普通じゃないかと思うんだけど、外側が普通なんですか？それがまず不思議だなと思って聞いてました。

	<p>「大手門」に関しても、今日の資料で両側一櫓門のほうと高麗門のほうと両方とも「大手門」と書いてますよね。そうすると、どっちが「大手門」かという。2つ合わせて「大手門」かもしれないね。両方とも「大手門」と書いてある古図があるわけだから。従って、両方とも厳密にやってほしいと思うんです。</p>
事務局	わかりました。
委員⑦	<p>計画だといいいけど、文化財として絡めていくんだったら正確に使ってほしいと思います。</p> <p>ジオラマは、これがあるととても良くわかりますけど、この橋のところは、普通、常識だと、「建築土木の人が作ったのではないな」というのがわかるのは、門の外側一堀側に橋台がないということです。こういう橋はかけません。だから土木建築の常識がない人が作った。</p>
委員⑥	何回も言いますと、こんなに小さいものだから、
委員⑦	いや、だから図を見るんじゃないで…
委員⑥	城下町全体のイメージとして作ったので、こんな所にこれを持ってくるのは、間違いなんです。
委員⑦	そうですね。だから今回、参考にする時は、それを前提にして「厳密なものじゃないですよ」と、これが…。例えば他のところを言いますと、(参考資料2の)3ページに櫓のみみたいなものがあるじゃないですか。土塁の上に。あるでしょう？ ジオラマの3ページ。土塁の上にあるでしょう？ 東側に。これは何ですか？
事務局	これは「時の太鼓」と言って、太鼓が入ってるんです。
委員⑦	その根拠はどこにありますか？
委員⑥	これは太鼓櫓があるのは…。
委員⑦	太鼓櫓があるのはわかりますけど、
委員⑥	図面にあります。
委員⑦	こういう図面にある？
委員⑥	あるんです。たまたま今、ついている図面にはないけれども、
委員⑦	一部出してくださいね。
委員⑥	そういう図面がある。
事務局	これですね。

委員⑦	それが櫓と書いてあるのかどうかわからないんだけど、
委員⑥	これは天保時代の図面を基にしているんです。
委員⑦	<p>ちょっと後で見せてください。</p> <p>常識的に枳形に時を伝える太鼓櫓があるというのが、ちょっと考えづらい。それは城下の武士に対して登城の案内をするというために太鼓を打つわけでしょう？ それはあるんですけど、枳形の中にあるというのが、意外。素晴らしいと思うんですけど間違ってるんです。だから根拠が…。直観的に見て、「何かおかしいな」と思うので、「そういうものです」と今言われていわれたように、「前提です」として、これを参考にしていただくといいと思います。全部が正確じゃないと。木が植えてあるのもおかしい。植えてあるかもしれませんけど。それから土塁に武士が上がれないのではないかと思ったりするわけですよ。登るわけでしょう？ その姿で。そんなことがありますので、要注意してみてください。</p> <p>私の先ほどのあれは、福祉会館がとても小さなものだったので、全部の史跡指定が常識的だなと思います。だから保存計画か何か再生計画でいろんなものを入れ込んでいきますけど、こんなに沢山、入れるのはちょっと難しいんじゃないか。史跡になったらとてもまた難しいと思います。その辺が皆さん、どう考えるか。つまり史跡が最優先であると。犬山城城下町にとって、私は何が重要かという意見を言わせてもらおうと、この枳形の外の橋、その外側に広場みたいなものがありますね。何というんですか？ 「廣庭」と書いてあったように見えたけど。</p>
事務局	そうですね。
委員⑦	<p>「廣庭」というのかもしれないけど、廣庭と枳形が重要だと思います。その下、橋が重要になって、そして堀、土塁、それから門、二つ。これが重要です。この今の福祉会館の赤い範囲から見ると、西側しかないわけだから…。本町通からずっと北上してくると、本町通から西側のところの復元ができるかどうかという話になりますね。そうすると高麗門と以下の西側部分をどう再現するかという、平面展示まで含めて、建築物がある程度写真から大きさや何かが想像できるとして、そういうものがあるかもしれませんが、堀は難しいとすると、土塁の部分が少し高くなっている図がありましたよね。10センチぐらい高くなっているはずだから、そういうものを展示していくというのはあるというふうに思います。以上です。</p>
委員長	資料1（参考資料の誤り）の1ページの大手門が示して橋がある上に、毛筆で字が書いてありますね？ 委員⑥、何と書いてあります？ 私、読めないんですが。
事務局	委員長、今、こちらの画面に映っているものですか？
委員長	それ。上の字。
事務局	これは「三ノ丸…」
委員長	それじゃない。上。もっと。
事務局	こちらですか？

委員長	そう。
事務局	「侍屋敷」と書いてあります。
委員長	「侍屋敷」？ こっちは？
委員①	両方とも「侍屋敷」。
委員長	両方とも「侍屋敷」？ どんな侍屋敷があったかは、もうわからないね？
委員⑥	いや、時代もあるんです。絵図によっては名前が書いてあるものもある。
委員①	町内によっては名前を隠してある所も…
委員長	そうだね。
委員⑥	時代によって、色々形があるので…
委員長	これは今、「宝暦4年」と書いてある。宝暦4年の図を見ると、大手門をくぐると侍屋敷－簡単に言うと。
委員⑥	基本的にはここから先が侍の…
委員①	侍屋敷の侍の誰それが入っていたというものは…
委員長	誰それもわかる？
委員①	それはわかりません。
委員長	それはわからない？
委員⑥	いや、わかります。わかる図もあるんです。
委員長	そうなんだ。それは侍屋敷でしょう。江戸時代の。
委員⑥	基本的に大手門の内側は、侍屋敷でも割と上級の侍が…。
委員長	上級武士だね。
委員⑥	で、次に今、登っていくところ辺りに「中門」というものがあるって、そこから中の山の部分が上官なんです。で、中門から先が基本的には誰も入れない。番人だけが知っている。
委員長	で、この図面で見ると、福祉会館の跡地というのは、この侍屋敷に食い込んでいますね？ どれぐらいの量かわからないけれども。
委員⑥	いや、食い込んでいません。

委員長	食い込んでいませんか。
委員⑥	食い込んでない。
委員⑥	堀と土塁まで。
委員長	ああそうですか。ということは…
市長	こっちからこっちなので。
事務局	土塁の途中側までですね。
委員長	考えてみると、ほんの狭い場所ですね。
市長	犬山市福祉会館の場所だけなので…
委員③	掘しかない。
委員④	大手に関わっているのは、ちょうどうちの店の所…
委員長	ちょうど委員④の所だね。
委員④	わからないですけど。
委員長	そんなこともあって、復元するといっても、侍屋敷を復元することは不可能だね。それは。 委員⑦、一部復元とか、あとはやらないという方法もあります？
委員⑦	やはりA3の(資料の)赤い線の福祉会館は、この土塁の部分ー北側が土塁で、南側が枳形の土塁にかかっている、西側は廣庭の一部、東側は枳形の西側3分の1か4分の1。だから全体が枳形と堀の遺構なんです。この図でいうと、侍屋敷はもっと北側のほう。
委員長	もっと北側ですね。
委員⑦	はい。 侍屋敷の図は岡崎城に1枚あります。名古屋城でも1枚か2枚です。三ノ丸の。
委員長	福祉会館の跡地を見ると広いけどね。こうやって見るともっと広がったわけだね。
委員②	今までの話を聞かれて、歴史まちづくり課としては、どこまでこれを顕在化できるのか。大手門を中心として。 どうですか、渡邊さん。本当に痕跡程度のものしか残ってないでしょう？

事務局	よろしいですか。
委員②	はい。
事務局	大手門の復元といった場合には、実際には門があるだけじゃなくて、その両袖に石垣があって、土塀もあってということで、通常でいけばそれも含めて復元をするということになるんですけども、門だけでいった場合に、こちら移築をされているという情報は今のところないー残っているという情報はないということですけども、こちらの写真があるということと、同じ犬山城の高麗門中で移築されて残っている門はございます。矢来門と「清水門か？」と言われている門がもう一つ移築されてはいると…
委員②	その矢来門跡は礎石も残ってますね？ お城の所には。
事務局	矢来門の礎石ではなく、あれは恐らく松の丸の表門になると思うんですけども。移築先のほうですか？
委員②	ええ。
事務局	移築先のもので礎石までもっていつているかどうかはちょっとわからないところはあります。
委員②	これは高麗門でしょう？
事務局	形式は高麗門になります。矢来門は。
委員②	これに似てるんですか、今度の大手門と称されるこの門は。或いはそれを一つのお手本にして、大手門を復元するというか、復元的整備をするか。今のところそういう考えなんでしょうか？ 学者さんのお話を今、踏まえての話ですけども。それから実際に木造復元ですよ、当然。目標は。
事務局	はい、そうですね。復元的整備であっても、当然木造です。
委員②	大手門についても色々論議されたんですけど、ジオラマとのかーこういう太鼓橋というような形で、これも多分木造だったのではないかと。ただ橋桁の幅とか長さ、空堀の深さ等々、ある程度は図面でぎりぎりここは忠実な復元ができるんですか？
事務局	先ほどの上物の復元の可能性という部分については私のお話より、委員⑦に聞いてもらったほうがいいのかもしれませんが、今ある情報としては、この写真とか、あとは移築されている同じ形式の門があるといったところになるかなと。それで足りるかどうかということです。ただ石垣、土塀に関しては、犬山城の中に土塀が残っているところがありませんので、この写真のみということになります。一番問題となっているのが「場所がどこにあったか」ー正確な場所がどこにあったのかというところで、先ほどの復元、それから復元的整備の両方に共通しますが、『遺跡の直上に再現する』という言い方になっています。この場合の「遺跡」というのは、主として「遺構」ということになっていますので、要するに大手門の遺構の直上、なので、元々あった場所の上に通常復元の場合は嵩上げして、その上に建てるという

	<p>ことで、『直上に』ということですので、元の場所がわからないといけないということです。で、先ほども少し申しましたように、元々大手門があったと推測される場所が福祉会館の地下室があった所で、一番壊されてしまっている場所なので、正確な場所を把握することが非常に難しいというところは、史跡等において復元をする場合の今一番ネックになる部分であると思っております。</p>
委員②	<p>大手門の位置がきちっとしないと、これからの論議がなかなか進まない。これがいわゆる「核」になりますから。大手門の枳形跡地をこれからどうしていくか。我々としては、犬山市民から考えても、歴史的趣がある空間施設にさせていただいたらどうかということなんですが、何と言ってもそこに「核」がないといけない。どうしても大手門の復元整備というのは進めていかなければいけないと思いますが、あとそれに対して文化庁が認可できるだけの史料—確固たる裏付け史料を持たないといけない。更にこれから史料調査を深めていかなければいけないということと、場合によってはもう一度また発掘調査をしなければいけないということも出てくるのではないかと思いますけれども、これから進めていくのか、それとも、もうそういうことは超越して、別の切り口から進めていくのか、この辺りのことをもう少し論議させていただいて、方向性を決めていただきたいと思います。</p>
委員長	<p>委員②がおっしゃる通りで、この大手門を復元に向けるのか、全然やらないというのでは変わってきますので、やる場合は、ある程度史跡指定も受けながらやっていかなければいけないと思うんです。もう「やらないよ」ということになったら、それも必要ない。</p>
委員④	<p>結局、その根拠が今のところ現状として厳しいわけです。それはもう数年前からとっくにわかっている話で進めてきてるわけです。だけど市としては、申請書を文化庁に出して「史跡でやっていく」という方向で今、きている。だけど、ここで「門の復元」を優先する場合は、史跡にしないほうが可能性は高まるということもあるわけですね。何らかのものを作るときは市の土地なので、市の勝手ですと。だから門をここにどうしても—それらしきものを復元的に作りたいというときは、「史跡にしない」という選択肢もでてくるわけです。</p>
委員長	<p>なるほど。それもありますね。史跡指定はしないけれども大手門は復元したいというやり方もある。</p>
委員④	<p>逆に史跡にしてしまうと、根拠が現状揃ってなくて、新たに見つかる可能性も今、厳しいということであれば、それはもう史跡にする段階で「諦める」という可能性が高いわけです。そこはちゃんと整理して、前提として共通認識を持っておいたほうがいいと思います。</p>
事務局	<p>今回の説明の冒頭に少しお話させていただきましたが、当然、この1回では決められるものではないと思っております。その「大手門の復元若しくは復元的整備」というものの可能性について、具体的に調査整備委員会のほうには、まだ今の段階では、意見をうかがってないです。で、文化庁のほうにも、それをもって質問の投げかけをしているわけではないものですから、現状、今ある史料をもって復元若しくは復元的整備が可能なのかということは、調査整備委員会のほうに聞いて結論を出していきたいと。その結果をまたこちらにフィードバックというかお伝えをして、またその次の議論ということにしてはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>

委員長	委員⑦。
委員⑦	<p>委員④さんが言われた通り、史跡も国、県、市とあります。だから史跡に指定していないとその遺構がなくなってしまうということがあるので最低、市の史跡にはしないといけない、個人的には。市の史跡であれば、教育委員会の判断で、国の文化庁と同じように市が中心となって「忠実に復元する」というやり方と、それから文化庁の国の史跡にして、文化庁のおっしゃる通りにやると。「文化庁のおっしゃる通り」というのは、有識者会議ですので委員がいるわけです。その方の意見を100パーセント聞いていくという形になります。それは史跡の遺構の保存の仕方です。</p> <p>それからこの資料3の堀の位置、或いは深さがなかなか難しいと思うんです。堀の位置をちょっと掘って、土塁のところを少し盛り上げれば、まず廣庭と堀の様子は実感できます。そうすると次は橋—木の橋ですけれども、石ということはないから、木の橋と石垣と建物—高麗門をどうするかということで、高麗門は写真があるわけだから、市の史跡であればできますね。石垣もできる。写真である程度瓦の大きさがわかるわけだし、柱間が1間なので—「1間」というのは、柱と柱が一つということですけど、それで柱の大きさ、柱間がわかってくると大体あとは類例を参考にしながら作っていくということが…棟瓦のところも結構写真がクリアなので、かなりいけるのではないかなと。それから門のところは、鉄板を打っているわけです。だからこういう形式が犬山城の高麗門の特徴だということになります。それから上の土塀のところも、下見板ですから、この間隔もある程度写真から割り出せるんじゃないかな—上の瓦と合わせるとか。だから上に黒いやつがポツポツとついていっているでしょう？ そうするとまだある程度の寸法が出てくるので、高さをどうするかということになりますね。高さがやっぱりいつもネックですね。</p> <p>それからもう一つ、今の写真の解析の仕方は技術が上がっていて、焦点を出して行って、コンピューターの上で図面に落とすことができると思います。僕ら30年ぐらい前にそういうことを言っていたので、今はできると思うので、これを図面化したらある程度高さ関係が出てくるかもしれない。そうすると堀のほうはもっと徳川幕府に提出した図面があるでしょう？ 全国のお城が。堀の深さと幅と。そうすると一応、それはわかる。位置はまだわからないかもしれないけど、幅がわかるわけだから、深さは掘らなければ—そんなに掘らなければいい。堀とわかるぐらいは掘る。掘り方として、堀とわからないけど砂利敷きにする。次はある程度掘る。堀とわかる幅で。それか本当に堀の深さまで掘ってみる。これがいけないかもしれないけど、なかなか難しい面があるので、僕の昔の経験では、新居の関所の船着場をどうするかというときに、最初は色だけ塗っておこうとって、駐車場を水色にしておいたんです。東のほうから渡し舟がくるでしょう？ で新居の関所に付いている船着場を上げて、奉行所の前でみんな人改めをやるわけですけど、その上を後で掘ってみたら石垣が出ました。それから、そういうことがわかったので、昔は県道だったけれども、国道に昇格したときに少し掘ってみて、新居の関所の西側の門の跡がありました。礎石から。それを歩道の上に復元しました。あんまり資料はなかったと思う。ただ史跡に入れないで国交省のほうの補助金でやったかもしれない。だからどういうふう再現するか。</p>
委員長	補助金も絡むからね。
委員⑦	そうです。史跡指定して、お金をどれぐらいもらえるか。

事務局	制度上は、2分の1です。
委員⑦	<p>要するに自前でやることに大半はなるわけです。だから他のところからいただける一歴まちの計画に入れればいいですね。で、国交省とセットの補助金をもらおうと。そういうことでどうでしょうかね。</p> <p>復元の方法でやるけど、どういう仕上げにするか。或いは最初の市長さんのお話のように史跡にしたほうがいいと思いますけど、最後にどういうふうにするか。その所に含みを持たせながら、資料をもう少し集めていただけたらいいじゃないですか？</p>
事務局	はい、ありがとうございます。
委員長	ありがとうございました。
委員②	一言だけ。
委員長	どうぞ。
委員②	委員⑦からお話がありましたけど、今のお話を聞いていると、焦点を絞らないといけないと思いますね。「市の指定」というお話も出てきたんですけど、いわゆるここは今まで私も参加させていただいて論議した結果としては、国の史跡の追加指定を目指してるんです。保存活用計画にもそれは謳ってあるんです。要するに方向性というか方針は決められて、私はもう固まってると思うんです。
委員⑦	それはそうなんですよ。
委員②	<p>そういう土台の上でやらないと、何十回やってあっちこっちいっていると、それだけで時間が経って、我々がこうやって元気で生きているうちに、このことがある程度進行するのか心配しているぐらいですから、これは「国の史跡指定を目指すんだ」ということが1点と、それからもう一つは、天守・城郭-石積を含めた城郭を除いてほとんど歴史的なものはありませんので、この大手門の枳形跡地は、外来者も犬山市民みなさんも、やはり犬山城の歴史の動きを感じるゾーンづくりといえますか、ここはまた犬山市の景観地区でもあり、風致地区でもありますから、本当に大切なところですよ。先ほどもお話があったように、天守に来たら、北に行けば天守に向かうし、南に行けば稲置街道で名古屋城に通じる。そしてまた天守の玄関の位置でもありますから、犬山にとってはヘソのような所ではないかと思えます。これを何らかの形で残したいと。ですから、歴史的復元的整備というのが一つと、やはり全体が‘犬山ならでは’の歴史の重みのある空間づくり、そういうものに芸術やアートの的なものも設置させると。そして全国に発信すると。それが先ほど市長が言われたように、少しでも「世界遺産」の一翼を担うような、さきやかですがレベルの高いものをイカサマみたいないい加減な遊園地的なものを作ったのでは、作らないほうがいい。このままにしておいたほうがいいぐらいですから。変に触らないほうが。そういうものを目指すように考えていただきたいと私はそのように思っております。</p>
委員⑦	ちょっといい？ その通りなんですけど、皆さんの方針を決めればいいんですけど、史跡指定は頑張らなくてもできると思います。はじく理由がないと思います。

	文化庁の担当者も。ですから、「史跡指定はできる」と。そのうえで、「何を復元するか」ということになってしまうということであれば、これで終わりなんです。でも「高麗門を復元したい」とか、色々やりたいということになると、もう少し時間をとって文化庁とも少し話をして、もう少し打診をして、可能かどうか。だから更地のままで国の史跡なのか、もう少し上で、国の史跡で尚且つ復元的整備ができるかというところを見極めないといけない。それをやらないで、何もなくていいというのであれば、そっちの方向でいったらいいと思います。何かつくったほうがいいというのであれば、「もう少し時間をとって、資料を集めて、情報を集めては？」というのが委員②がおっしゃっていた意見に近いかなと思って。
委員長	ありがとうございました。
委員①	最後に一言…
委員長	はい。委員①、どうぞよろしく。
委員①	色々歴史的観点を主題にご意見を交わしていただいたのに、水を差すようなんですけれども、今年元旦に起こりました地震なんかの観点も兼ね備えた計画であってほしいと私は節に願っておりますので、その分もきちんと文化庁と国と県と話し合っ、きちっとその方向性を見出していきたいと私は思っております。
委員長	ありがとうございました。 今日の議題は、「犬山城大手門枳形跡の今後の方針を決定する」という委員会です。ありますので、「まったくこの大手門の復元はしない」という意見と、「大手門は復元をする。」という意見で、これを文化財として国の指定なのか、県の指定なのか、市の指定なのか、これはさておいて、まず「復元するか・しないか」だけに分けた時に皆さんのご意見を採決でしたいと思っております。
委員⑦	決まらないのですが…
委員長	いや、今日やらないと方針が決まりません。
委員⑦	そうですか。
委員長	復元はしないという人
事務局	もう一度ちょっと…。いいですか？事務局として。 一度ちょっと確認させていただきませんか？今ある情報で何が足りないのか。
委員長	いや、だから先ほど来、史跡指定を受けなくてもやれるわけですし、例えば指定を受けるにしても市の指定、県の指定、国の指定とありますので、それもひっくるめて、それは今は問いませんので、「やりません」という結論なら、この会を何回やっても同じですから、やるかやらないかをはっきりして、更に国の史跡指定をとってやるのか、とらないのか…
委員⑦	できたら国の史跡指定をとってやりたい…
委員長	ご意見はあると思います。

	議長として自分の意見は抑えますけど、その方向性を今日は決めないと、何回やっても同じ話になってしまいますので。
事務局	国の指定を受けた上で、復元的整備が可能かということが一番ハードルが高いでしょうか。それを聞こうということなんですけど…
委員⑦	それは文化庁次第です。
委員長	それは今、委員の意見を聞くと、「こだわらない」ということですから、まず。どうしても「国の指定を受けてからやれ」という意見ではないんですよ。今、私が言っているのは。復元するかしないかをまず、方向性にしないと。あとは国の指定を受けてやるのか、県の指定を受けるのか、市の指定を受けるのか、これは後の議論にしないと、今日、ここでは決まりません。 事務局いいですか？
事務局	はい。今の皆様の管理委員会の意見として、ここは復元を考えたほうがいいと…
委員長	ちょっと待った。あなたが言うことじゃない。議長がやってるから。
事務局	失礼しました。
委員長	そうでしょう。今日は方針を決めるんだから、委員の皆さんが「復元はやらなくていい」と「あのままでいい」ということなら、もう会議を開く必要はないんですよ。そうじゃない？ そうでしょう。だから私が議長として、この委員会を合意することは、まず「復元はやらなくていい」と「このままでいい」というご意見があったらうかがっていきたいと思う。 「復元をする」と、先ほど来、何度もいいますが、国の指定を受けてか、県の指定を受けるのか、犬山市だけでやるかは別問題です。復元の方法・手法は後ほどにして、まず、やるかやらないかだけをこの今日の委員会で決めたいと思います。 それでは、議長発言で、復元をするということで賛成の方、手を挙げてください。
(挙 手)	
委員長	はい。全員一致です。 「復元はする」と。尚且つ手法としては、国の指定を受けてやるのか、犬山市の指定だけでやるのか、県の指定が受けられるのかどうなのか、その辺りは事務局でもう一度、詳らかにして、また次の回にどういう手法でやるかを決めたらいいかがかと思いますが、事務局、どうですか？
委員⑦	もう一つだけ…
委員長	はい、どうぞ。
委員⑦	その復元の中身ですが…
委員長	それはちょっとまだ今日は…

委員⑦	中身については、先ほど五つ私が言いました。枳形の中で五つが要素であると。そのどれを復元するかは次回以降ということをお願いします。
委員長	それで委員⑦の意見をお伺いすると、国の指定は、相当史実に基づいてやらなきゃいけないような—そういうことも踏まえながら、今日の委員会は、「(復元は)やる」ということで決定しましたので、やることには…
委員④	この角の部分は、ここの図にある角の…ここは、今の範囲内でもんね。
事務局	先ほどちょっと説明が足りなかったんですが…
委員長	しみんていの跡でしょう？
委員④	じゃないです。福祉会館のほうで、角が…。この角は僕は非常に重要じゃないかと思っているんですけど。
事務局	ここはちょっと先ほどもご説明したつもりだったんですけども、少し難しいところがありまして、絵図とどうしても実測図が合わないところがあるので、ここの堀の幅とここの堀の幅と合わせているものなんです。ここに近い部分というのは、比較的近くはなるんですけども、どうしても離れている部分が歪んでしまうので、実際には、今、ここに道がありますよね。元々当時も道だったんです。福祉会館の反対側のしみんていの所で、堀跡が確認されていて、この道路際に近いところから向こう側に向かって、堀が落ち込んでいくので、本来この堀が、道路のこっちに来てないといけないというところになるものですから、そういう意味では、この部分では更に北側に本来いっているというところにはなりません。
委員④	壁…土塁…
事務局	この石垣。
委員④	そうです。その部分がどこに当たるかが、僕は大事だなと思うんです。
事務局	そこの情報は、今はまだ「ない」というところですよ。この辺りが…
委員長	次回までに、何か詳しく、もう少しわかりやすい図面を…
事務局	ちょっとこの図面を直して…
委員長	「復元をする場合はこういう方法しかない」とかね。
委員④	そこに合わせて、東側に壁があったりすると、「そこまでが壁だったんですよ」と。一応、車や歩行者が通ってしまうけど、同じデザインというか絵面だと、そこが壁だったんだということが、見てパッとわかる。
委員⑥	そのためには基本的には発掘調査をしないとわからない。図面をどれだけ集めてもみんな違うんです。そんなにきちっと測ってやってないもんだから。

委員長	ですから、今日のところはそこまでちょっと深くは判断資料がありませんので、まず当委員会としては、「復元はする」という方向性でいきたいと思います。
委員②	いいですか？
委員長	はい。
委員②	できるだけ史実に基づいた復元整備…一般の方が理解しやすい言葉で言えば「本物」と言いますが、偽物を作るぐらいだったら止めてしまったほうがいい。今のままでいい。やるならば、やはり一般市民が「本物」と感じるものを再現しなければいけない。それは先ほど委員長が言われたように史実に基づいた。で、「史実に基づく」ということになると、建造物も史実に基づかなきゃいけないし、あの土地—土塁とか、それから位置、地理的な位置。これも史実に基づくということになりますから。で、最終的には、その結果が国の指定までいけるのか、犬山市の指定になってしまうのか問題もまた分かれ道になってしまうので、ちょっとどれぐらいの時間がかかるか知りませんが、事務局のほうで有識者とご相談していただいて、きちっとした考えをここに出していただかないと、この後いくら論議しても終着点が出てこないと思いますので、今日、この後、委員長から「いつやるんだ」という話が出るかもしれませんが、その辺りが出たところで、今日の委員会の続きを「大手門枳形」にフォーカスを絞ってもう一度再開をされたらどうかと思いますけど、委員長、いかがでしょうか。
委員長	はい。次の委員会が粗方決めてありましたね。
事務局	はい。3月28日です。
委員長	委員②、決めております。既に。それまでにまた新しい情報を皆さんに…
委員②	いいですか、それで。できる？
事務局	はい。この28日時点までの最新の情報を説明いたします。どこまでできるかちょっと…
委員長	徹夜でやりますので。 そういうことで、今日の段階は「復元をやる」ということで、第一優先は国の史跡指定を受けてやりたい所ですが、なかなかそれも難しければ、また検討をしながら、ということになるのか…。それもまた事務局からそういった詳細な調査の結果を委員会に報告していただきながら、3月の委員会で更に深めていきたいと思っています。よろしいでしょうか。
委員②	蒸し返すようですが、「追加指定」という言葉が出てきたのは、文化庁のご指導があつてなんですか？ 福祉会館の跡地の。大手門の枳形—大手門の拠点施設もそうなんですけど、発掘或いは資料調査した結果、国の史跡指定に追加指定するというのが、保存活用計画に情報が出ていますね。これは、市の当局が勝手にそういう方針を作ったんじゃないかと、国がそういう方針を示してくれた…確実性が高いから、そういう言葉を入れたんですか？ それだけ聞いておきたい。

委員④	議会の答弁だと、城山の史跡指定の時に、範囲が狭いので、城郭内公有地も史跡に含めるようにという指導があったというふうに公式の…。
事務局	委員④がおっしゃられたように、当初の今の史跡指定範囲を指定するときに、文化庁と色々協議をする中で福祉会館の所、旧大手門まちづくり拠点施設の所も併せてというお話もあったんですけども、まだ当時、福祉会館の方向性も決まっていなかったということもありましたので、当初としては城山の所をします。で、福祉会館の跡地と大手門拠点施設については施設の用途廃止をして、除却をするということになった時に、建物を除却した後に発掘調査をして、追加指定について検討していくというところを保存活用計画の中に位置づけているということになります。
事務局	市が勝手にやったわけではなく、文化庁と話をしているということ。
事務局	文化庁との協議の中で出てきた話です。
委員④	国の史跡指定を受けるというのが、今の基本の線だということなんですよ。
委員②	一度東京へ行って、聞いてきていただかないと…
委員長	委員②、その件も次回にはしっかりと議論したいと思っていますので、よろしいでしょうか。 それではマイクを事務局のほうへ回しますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。
司 会	はい。ありがとうございました。 次回の委員会は、先ほども申しましたように3月28日 木曜日の午後2時で調整をさせていただきます。またご出席のほうをよろしくお願いいたします。改めて文書にてご連絡いたします。 それでは、最後に教育長よりご挨拶申し上げます。
市長	その前にいいですか？ はい。じっと聞いているのも辛いもんだなと思いつつ、色々議論を交わしていただきましてありがとうございます。3月28日と決めていただきました。やはりお尻が決まってないと揃ってからのと、ダラダラいくのは一番良くないと思っています。3月28日と決めさせていただいたので、歴まちの方としっかりやれる事はやって、皆さんにできる限りのお示しができるように、私も努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。改めて皆さんの心からの議論に感謝申し上げます。ありがとうございます。これからはどうぞ、よろしくお願いいたします。 教育長にマイクを渡します。
教育長	今、市長に締めていただきましたので、全て申していただきました。ありがとうございました。
司 会	それではこれにて第2回の犬山城管理委員会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。